

40 公益財団法人みやぎ林業活性化基金

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区上杉2-4-46			代表者	理事長 齋藤 司		
電話	022-217-4307	ファックス	022-226-8767	ホームページ	http://www.miyarin.or.jp		
設立	平成4年9月14日	改革分類	自立支援団体	県担当課	農林水産部 林業振興課		
出資等の状況	第1位	宮城県 (49.9%) 250,000 千円	第2位	宮城県森林組合連合会 (5.0%) 25,000 千円	第3位	仙台市 (3.6%) 18,028 千円	その他 (41.5%) 207,272 千円
	設立目的 (定款等)	森林の公益的機能の維持・増進を図るため、適正管理に関する啓発指導を行うとともに、林業労働者の育成・確保に努め、林業活性化と農山村地域の振興・発展に貢献する。				出資等総額	500,300 千円 (100.0%)

2 主な事業内容

	事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
		27年度	28年度	29年度	
事業1	「緑の雇用」現場技能者育成対策事業等	24,671	21,960	24,554	林業の認定事業体を対象に新規就業者の確保・育成と現場技能者等へのキャリアアップのための研修等の実施
	全体事業に占める割合	43.3%	47.5%	55.3%	
事業2	就労条件改善対策事業	12,000	11,023	9,021	林業団体の負担する林業労働者の社会保険等の掛金助成
	全体事業に占める割合	21.1%	23.8%	20.3%	
事業3	林業雇用管理改善事業	2,618	2,423	2,742	林業雇用改善アドバイザーによる相談、指導、研修の実施
	全体事業に占める割合	4.6%	5.2%	6.2%	
その他の事業	普及啓発、担い手育成確保、就業支援、インターンシップ等	17,689	10,862	8,108	新規就業者の確保及び育成を図るための研修会や相談会の実施など
	全体事業に占める割合	31.0%	23.5%	18.3%	
全体事業費		56,978	46,268	44,425	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
県内の林業事業体の経営基盤は総じて脆弱であり、事業体独自で労働者の育成・確保を図ることは極めて困難である。そこで当財団では、林業労働者の新規雇用の確保や就労者への技能講習等を通じて、地域林業の担い手の育成に務めている。このことは林業事業体への支援のみならず、ひいては農山村地域の振興に寄与するものである。	基本財産の効率的運用及び事業の効率的実施により林業労働者の育成・確保、普及啓発等に努め、林業の振興を図る。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(29年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
新規雇用の確保に関して、ガイダンスなどの開催をとおして約55名の方に情報提供を行った。また就労者の育成に関しては、「緑の雇用」事業などにより174名に対して技能向上への支援を行うことが出来、当該事業などにより、今までに延べ約500人近くの林業労働者を、地域林業の担い手として林業現場に輩出してきた。	人材不足が深刻な林業において担い手の確保及び新規就業者を中心とした人材育成を実施する重要な機関であり、着実に事業を推進し、その役割を担っている。今後も、担い手確保のための事業及び林業事業体への助言、指導を行うことが期待される。

(3) 団体に対する総合評価(29年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	財団職員は他団体(宮城県森林組合連合会)からの出向となっており、当財団で定めている業務規程等以外は全て当該団体の規程に基づき執行している。 なお、コンプライアンスに関する規程は今年度中に整備し、併せてマニュアル等の作成による職員への周知徹底並びに内部統制に関する取組を行う。	コンプライアンスに関する規程及びマニュアルを今年度中に作成見込みであり、県としても引き続き策定と実行性確保に向けた助言と指導を行う。	B
ロ 財務の健全性 ※1	一般正味財産増減額は3期連続でマイナスであるが、これは事業体への助成額を削減することで解消できるものである。しかし助成額を一度に削減することは事業体に弊害を及ぼすことから、緩和策として3ヶ年で段階的に減額することとしたもので、次期からはこのマイナスは解消されるものであるが、管理費等の見直しなど一層の財政健全化を進めていく。	運営改善のため、平成28年度から事業規模を3年で段階的に縮小し、支出超過を解消する予定で取り組んでおり、計画的に一般正味財産の減少額が縮小されている。県としても計画的な運営改善の実施について助言や指導を行う。	B
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	基本財産による運用益は毎年安定して入るものの、事業収益は年度により増減するため、大幅に事業収益が減少した際の備えとして、今後は毎年特定資産として計上しておく必要がある。	会計処理の適正化に向けた取組や支出超過解消のための事業規模の見直し等を進め、財務状況も経営改善効果が出始めている。今後は、安定した財務状況の実現に向け、必要な助言を行っていく。	総合評価 B

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況 (単位:千円)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
貸借対照表	資産合計	687,452	647,247	654,210	6,963
	流動資産	23,320	21,281	16,639	△ 4,642
	固定資産	664,132	625,966	637,571	11,605
	うち基本財産	664,132	625,966	637,571	11,605
	負債合計	1,816	2,712	0	△ 2,712
	流動負債	1,816	2,712	0	△ 2,712
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	685,636	644,535	654,210	9,675
	指定正味財産	664,132	624,476	636,053	11,577
一般正味財産	21,504	20,059	18,157	△ 1,902	
正味財産増減計算書	経常収益	54,643	44,959	46,530	1,571
	うち事業収益	44,417	34,672	36,423	1,751
	経常費用	58,538	47,895	48,460	565
	うち管理費	1,536	1,627	4,035	2,408
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,895	△ 2,936	△ 1,930	1,006
	当期経常増減額	△ 3,894	△ 3,028	△ 1,902	1,126
	経常外収益	327	1	0	△ 1
	経常外費用	149	0	0	0
	当期経常外増減額	178	1	0	△ 1
	当期一般正味財産増減額	△ 3,716	△ 3,026	△ 1,902	1,124
当期指定正味財産増減額	99,124	△ 38,075	11,577	49,652	
当期正味財産増減額	95,408	△ 41,101	9,675	50,776	
県の財政的関与	補助金	13,737	8,993	8,069	△ 924
	委託金 ※2	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	13,737	8,993	8,069	△ 924
	総収入 ※3	154,094	44,960	58,107	13,147
	総収入に対する補助金等割合	8.9%	20.0%	13.9%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0	

※2 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
(なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(純資産)×100	99.7%	99.6%	100.0%	0.4%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	1284.1%	784.7%	-	-
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-7.1%	-6.7%	-4.1%	2.6%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	2.8%	3.6%	8.7%	5.1%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)	29年度における 常勤役職員の状況	
役員	常勤 (うち県OB)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	常勤役員	
	非常勤 (うち県OB)	10 (1)	10 (1)	10 (1)	平均年齢	1名のため非公開
職員	常勤職員 (※4)	7	6	6	平均年収 (千円)	1名のため非公開
	プロパー職員	2	2	2	常勤職員(プロパー)	
	県OB	5	4	4	平均年齢	64.7
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	-
	上記以外の職員(※5)	0	0	0		

※4 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

本団体の常勤職員は、宮城県森林組合連合会の職員が兼任している。

※5 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。